

河合町議会会議録

令和4年 7月22日 開会

河合町議会

令和4年第2回（7月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（7月22日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議員発議第5号の説明、討論、採決	7
○議員発議第6号の説明、討論、採決	8
○承認第9号、承認第10号の提案理由の説明、質疑及び承認第9号の討論、採決	13
○承認第10号の質疑、討論、採決	20
○総務常任委員会の閉会中の継続調査の件	21
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	21
○閉会の宣告	22
○署名議員	23

河合町告示第 34 号

令和 4 年第 2 回（7 月）河合町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 7 月 19 日

河合町長 清 原 和 人

1 期 日 令和 4 年 7 月 22 日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

河合町議会基本条例の一部改正について

河合町議会の議員の定数を定める条例の一部改正

承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 4 年度河合町一般会計補正予算）

承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 4 年度河合町水道事業会計補正予算）

令和4年7月22日（金曜日）

（第1号）

令和4年第2回（7月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和4年7月22日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議員発議第5号 河合町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議員発議第6号 河合町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度河合町水道事業会計補正予算)
- 日程第 7 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本剛
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	小山寿子
財政課長	新井俊洋	上下水道課長	上原郁夫
教育総務課長	中尾勝人		

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまより本日、告示第34号をもって令和4年第2回臨時会を招集いたしましたところ、出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和4年第2回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶を登壇の上お願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和4年第2回7月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策の本町の現状についてお伝えします。

感染状況についてですが、先月、6月は徐々に沈静化してきておりました。今月に入り、感染力がより強いとされる変異株B.A. 5が広がりつつあることや、前回のワクチン接種から時間が経過し、免疫効果が下がってきていることなどもあり、全国的に感染課題の波が急激に広がっています。昨日は、最高の陽性患者数になっております。7月20日時点の河合町

感染者は、累計1,213人で、うち今年に入ってから約7か月間で1,024人と急増しております。第7波の新規感染者のピークは来月以降と言われてはいますが、既に7月10日より実施しております4回目のコロナワクチン追加接種を今後も順調に進め、感染拡大防止に向けた取組を継続してまいります。

また、準備を進めておりましたふるさと祭りの中止も決定させていただきました。

引き続き町民の皆様の命を守る対策を最重要課題として講じてまいります。ご協力いただきますようお願いいたします。

さて、7月臨時会では、承認第9号と第10号の2承認を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたします。皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。この後よろしくようお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、2番、常盤繁範議員、3番、梅野美智代議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

7月19日、議会運営委員会を開会していただいております。馬場千恵子議会運営委員長より会期等についての報告をお願いします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、報告いたします。

7月19日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。会期は、本日1日限りといたします。

議案につきましては、議員発議第5号、第6号の2発議と承認第9号、第10号の2承認を本日上程し、審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

会期等について、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

よって、会期は、委員長報告どおり本日1日限りといたします。

◎議員発議第5号の説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第3、議員発議第5号 河合町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の中山義英議員の説明を求めます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町議会基本条例の一部を改正する条例。

令和4年3月30日の全員協議会で、河合町議会基本条例の見直しを行い、その際第19条、及び第21条の一部改正が全議員賛成で可決しました。具体的には、第19条「重要な施策等の説明及び審議」を「重要な施策等の審議」に改め、第1項を削除し、第19条は項立てのない条文となります。

改正理由は、第1項の内容は、第17条、町長等による政策の説明等と類似した内容となっていたためです。

続いて、第21条、議決事件の追加では、文中、「議会の議決すべき事件を条例で別に定めるものとする」との規定を「基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、町政全般にわたる重要な計画等であることから、議会が積極的に審議を行うものとする。ただし、前の計画から趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合はこの限りでない」に改めた上で、第1号、

総合計画の基本構想及び基本計画、第2号、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針、第3号、子ども・子育て支援事業計画、第4号、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、第5号、障害者計画及び障害福祉計画、第6号、その他重要と認められる町の計画を追加するものです。

改正理由は、議会の議決すべき事件を条例で別に定めるより、条文中に規定したほうが、町民の方も、より理解しやすいと考えるためです。

以上のことから、河合町議会会議規則13条の規定に基づき、令和4年7月河合町議会臨時会において河合町議会基本条例の一部改正を求めるものです。

令和4年7月19日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第5号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

着席してください。

よって、議員発議第5号 河合町議会基本条例の一部を改正する条例については、可決されました。

◎議員発議第6号の説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第4、議員発議第6号 河合町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 河合町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

提案理由。河合町議会議員の定数は現在の13名から12名にすることを提案いたします。

河合町議会基本条例制定後、議会議員の定数、報酬、待遇に関する見直しの機運が議員間

で高まり、令和3年8月から令和4年6月までに9回の全員協議会を通じて審議を重ねてまいりました。

協議の中では、議会議員の在り方や近隣自治体との定数比較、パブリックコメントによる住民意見等を参考に総合的に協議を進めた結果、著しい議会機能の低下を招くことなく、できる限り住民の意見を反映できる体制ということで、最終的に全員協議会は、1名削減の12名の議員定数で過半数の同意に至りました。

以上のことから、河合町議会議員の定数は、次回の一般選挙より12名にすることを提案するものです。

令和4年7月19日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略して採決を行います。
（「討論お願いします」と言う者あり）

○6番（坂本博道） はい。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 着座でよろしいですか。

○議長（谷本昌弘） はい。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

議員定数は、住民と行政をつなぐパイプとして議会制民主主義の根幹であります。また、これからの河合町の議会政治に大きな影響を与える課題です。

住民の皆さんの意見の中で、財政が厳しい中、議員定数を減らすべきという意見が多いのも事実です。一方、現状のままでよいというご意見もあります。しかし、共通するのは、議会や議員の活動が見えない、住民の意見を反映させ、要求を実現し、町の政治をチェックし、政策提言するという役割・機能をもっと強めてほしいということになるのではないのでしょうか。

財政が厳しいということからといえば、議員定数を減らせば、財政全体が収支、また健全化しようなどよくなるという根拠はありません。近隣自治体と比べて定数が多いということについては、それぞれの自治体に議員定数の変遷の歴史もあり、比較するという点では、同様な機能を持っている規模の、総務省が決めている類似団体の比較することが合理的だと思っております。

その上で言えば、河合町の13名というのは、決して多過ぎるということはないと思ってお

ります。今必要なのは、定数削減ではなく、議会基本条例を基に議員と議会の活動を改善し、住民の負託に応えることにこそあるのではないかと思います。また同時に、住民の皆さんの中でも現状維持という声もあるということも、ご意見を反映させる意味からもこれについては反対したいと思います。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにありますか。
（「いいですか」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。
（「何討論ですか」「賛成討論ですわ」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 先に反対討論を……
（「交互に」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ほしたら、大西議員。

○9番（大西孝幸） 私は3名削減の立場を取っておりました。削減の意味、また方向性については賛同いたします。また、議員定数については今後も議論されることを願い、またこれが、今回の案件が第一歩だと私は思っていますので、今後も議論されることを信じて今回賛成討論とします。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかに。

○8番（杵本光清） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 反対討論させていただきます。

今回の条例改正案について、改正案では、議員定数を13人から12人に改めるということで1名削減と案となっており、削減という方向性については一定の理解をすることができますが、かねてより3名削減との意思表示をしております。やはり3名削減するべきとの見解から、今回の改正案については反対との立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（谷本昌弘） 次、梅野議員。

○3番（梅野美智代） 反対討論させていただきます。

まず最初に、住民の意見が反映されていない。パブリックコメントでも3名削減の声が圧倒的に多かったにもかかわらず、1名削減では、住民の声に全く寄り添っていない。それで

は納得されません。主な理由として、人口は近隣と比較して、北葛4町の中でも一番少ないのに、定数は一番多い。広域7町の中でも、人口の割合からして定数が多いです。財政面にしても1人当たりの報酬が年間約500万として、3人分で1,500万円、4年間で6,000万円の削減になります。なお、13人から10人になった場合には、私たち一人一人が今以上にスキルアップが必要になり、責任も増えることを覚悟してやり遂げるという気持ちを持って、私は全員協議会では、3名削減を求めました。なので、1名削減には反対いたします。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 賛成討論をさせていただきます。

私も自分で調べたり、諸先輩から聞く話の中で、過去に河合町議会として議員定数が減った歴史がございます。そのときに住民の方、議員の方、どれだけの成果があったのか、それが検証もできていない中で、今13名の中で余力があるのかなのか、皆さんにもっと問いたいです。その中で私は、当初から2名、もしくは1名という減を話ししております。その中で今回1名に賛成したのは、現状やら無理なことをするのではなく、着実に来年もう一度練ってもいいわけです。1回は住民のお声に応じて、1名減という形で行って、その上でまだしっかり各常任委員会、いろいろな議会運営、問題なければ2名でも1名でも来年またやれば問題ないのかなと私は考えて、今回の1名減ということを賛成したいと思います。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論をさせていただきます。

私としましては、かねてより申し上げているポリシーとしましては、3名削減という形の方で、私はかねてより協議会においても意見を出させていただいておりますし、それに基づく根拠となる自分で作った資料を提出させていただいている上で、その根拠に基づく形で説明をさせていただきました。

その結果としまして、先ほど発議者のほうからも発言ありましたが、複数回の協議会を経て、その上で一つの多数決の結果として、削減数を導き出した、そういった形を現在取られております。このプロセスというのは、今までなかったと思うんですね。私としましては、議会制民主主義の下に話し合いを経て、一つのゴール地点として数字を出された。そういった形のものを今回は私は重視したいと思います。

加えて申し上げたいのは、他の議員からもありましたが、審議会においても意見をしておりますが、改選ごとに少なくとも今の議員の待遇、定数、そういったものを必ず話し合う、そういった形が今後必要性があるのではないかと。またその仕組みを一つの形として改選ごとに話し合うという機会を設けていくというのも河合町議会において当たり前のような形にしていく。そういったものの端緒、初めの一步という形で今回この結論を出したその削減数の部分に対して、賛成していきたいですし、今後もこの議論は進めていくべきだと。町民の方々の意見も踏まえて、進めていかなければいけないとそのように考えております。

希望の部分も含めてのものなのですが、私は賛成を表明させていただきます。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） ないようですので、採決を行います。

議員発議第6号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 可決されました。

議員発議第6号 河合町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、現在可決されました。

暫時小休止いたします。

この時計で30分まで小休止いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（谷本昌弘） 先ほどの議員発議第6号の件ですが、補足説明をさせていただきます。

賛成者7名、反対者5名ですので、賛成多数という形で、議員発議第6号 河合町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については可決となりましたという文言を補足しておきます。

◎承認第9号、承認第10号の提案理由の説明、質疑及び承認第9号の

討論、採決

○議長（谷本昌弘） それでは、理事者の方より承認第9号、承認第10号の2承認について提案理由の説明を登壇の上お願いします。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めまして、おはようございます。

それでは、本議会に上程されました承認第9号及び第10号につきましてご説明を申し上げます。

それぞれ承認につきましては、コロナ対策事業として実施すべく専決して補正をいたしました。このことについて承認を求めることについてでございます。

まず、承認第9号につきましては、令和4年度河合町一般会計補正予算（第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年7月7日に専決処分をいたしました。同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,190万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を68億4,507万4,000円としたものでございます。

なお、今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、原油価格・物価高騰等の対応に要する費用を増額したものでございます。

内容につきまして、歳出から順にご説明をいたします。

8、9ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目35新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費（原油価格・物価高騰対応分）では、乳幼児食育支援給付事業といたしまして、子育て世帯の未就学児を対象に副食費相当額の3か月分の補助778万1,000円及びかがやきの森こども園における給食食材費の値上がり分を補う。これまでどおり給食を充実させるものとして46万3,000円、合計824万4,000円を増額したものでございます。

次の水道基本料金免除事業につきましては、住民及び町内の事業者等に対しまして、水道基本料金を4か月間免除するものとして4,564万円を増額したものでございます。

最後の学校給食費負担軽減充実事業では、町内在住の小・中学生を対象といたしまして、給食費相当額の3か月分の補助、1,579万9,000円及び町立小・中学校における給食食材費の値上がり分を補い、これまでどおり、給食を充実させるものとしまして222万4,000円、合計1,802万3,000円を増額したものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。6、7ページをお開きいただきます。

事業の財源といたしまして、地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰対応分）で6,904万4,000円を増額、そして、これらの歳入歳出予算の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金で286万3,000円を増額したものでございます。

以上、歳入歳出7,190万7,000円を増額補正となっております。

次に、承認第10号につきましては、令和4年度河合町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてでございますが、これにつきましては、さきの承認第9号でもご説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のうち、水道基本料金免除事業の実施に伴い、補正したものでございます。

なお、本町の給水区域内の上牧町片岡台につきましても同様に基本料金の免除を実施いたしますが、この免除に係る給水収益減収分1,208万3,000円は、上牧町が負担することとなっております。

第2条、収益的収入の補正につきましては、基本料金免除により、給水収益を5,772万3,000円減額したものでございます。これに対しまして、他会計補助金といたしまして、河合町の一般会計から4,564万円、上牧町一般会計から1,208万3,000円、合計額5,772万3,000円を増額したものでございます。

以上、本議会に上程されました2案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（谷本昌弘） これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の補正予算は、コロナ禍の下で、また物価高の状況の中で住民の暮らしを支援することになっておると思っております。特に水道料金の基本料金免除は、全ての住民、事業者を支援する方法として実施されるものと理解しております。その上で、公団にお住ま

いの皆さん、星和台公団でも300世帯以上の方々がお住まいですけれども、その方々へのこの効果が反映しているのかということについてちょっと質問したいと思います。

公団につきましては、水道料金の基本料金は、個々の住民からの徴収ではなく、公団が1契約者として一括して納めているというふう聞いております。それだけに、今回の基本料金の免除というのは、個々の入居者の方々には反映していないということになります。その上で、公団が一括して支払っておられる基本料金の財源というのが、どうなっているのでしょうか。共益費とか家賃等に入っているということはないのでしょうか。その点について分かっておれば、お答え願いたいと思います。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 公団の管理しておりますUR都市機構に確認しましたところ、令和2年度におきましては、町の基本料減免に基づき使用者、入居者に対しても減免を実施しておりますとのことでございます。今回の令和4年度につきましても、町の減免に基づき実施していくということになります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今の減免は、何を減免しているとなるんですか。基本料金としては、一括で、事業者ですから、使用料のところで減免する形で何らかの反映させているというふう理解していいのでしょうか。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 公団の水道料金の水道使用量に対して減免をしていくということとです。

○議長（谷本昌弘） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 9ページの乳幼児の給食費及び小・中学校の給食について質問したいと思います。

この主な内容としては、給食費と食材の値上がり分について補うということで、この臨時給付金の中で賄っていくということですが、今回この給付金がなくなった時点で、食

材の値上がり分についての給付はなくなるということですがけれども、給食費の値上げ等なども考えられるのでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今回の給食費、食材費の相当額につきましては、今回このような形での交付金を受けるという形で考えております。また、次年度以降につきましては、令和2年度の段階で月額料金も上げております。ですので、今の段階の話でさせていただきますと、給食費の値上げにつきましては、考えていないということでございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 考えていないということですので、ただ、このコロナ禍の中で感染者も増えていって生活が困窮していくという方も減っていくとも考えられないので、ぜひ継続して検討、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） ないようですので、質疑を……

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問1点ほどさせていただきます。

学校給食の部分に関してちょっとお伺いしたいんですけれども、ちょっと議案の内容から少しそれる可能はあると思うんですが、それを踏まえてちょっと聞いておきたいことがございます。

今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費という形で計上されております。これは国のほうの予算として処置していただくという形になっておりますが、コロナの状況が今後ずっと継続して続くことと、あと、あわせて今現状で、審議会、説明会等でも質問させていただいたんですけれども、原材料費ですとかそういったものの穀物の値段も上がっておりますので、そういったところのコストの負担が大きくなっているというところもあるんですね。仮に国のほうでこういった形で補助されるというか、補正というか、している形のもの、もし仮になくなってくると、先ほど申し上げた後者の問題点というのが出てくるわけですよ。残ってくるわけですね。そういったところの部分に関して、現状でシミュレーショ

ンというのはし始めているのでしょうか。そこだけちょっと確認したいんです。よろしくお願ひします。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 議員おっしゃっていただいておりますとおり、このままですと物価の高騰の要因というのが、物流のコストであったり、戦争であったり、円安であったりというふうな状況の中を踏まえて、今、学校給食のほうでは前年度と同様の給食が提供できるようにということでさせていただいております。

以前からこの交付金がなかったとしても給食費をいただいた中で運用という形は取らせていただいております。このまま物価が高い状態が推移していきますと、非常に給食費として賄っていきけるかという不安もあるんですけれども、頂けるお金というのは限られてきますので、その中でしっかりとした栄養士と相談しながら、栄養素、そこら辺も含めながら、進めていくということになってきますので、今、今回は交付金を受けられるというありがたいお話もあるんですけれども、なかったらなかったで、栄養士と相談しながら栄養摂取の基準に基づきながら進めていくという形になります。

今、シミュレーションとしては、今までの4月、5月、6月という形でどのような形で上がっているのかということも試算はさせていただいております。その中で、実際、油、マヨネーズ、タマネギにつきましては、非常に高騰しているという部分もあります。ほかの部分につきましては、今現状維持をしているような状況なんですけれども、今後9月、10月、また値上がりはするという事もお聞きしておりますので、そういう部分もしっかりとシミュレーションしながら、次年度に向けて取り組んでいけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

最後に1つ質問させていただきます。

先ほどのご答弁いただき関連の質問になるんですけれども、極論なんですけれども、例えば今現状ではしっかりとした献立に基づいて給食を提供しているというところがありますが、材料費の高騰もあって、栄養士の方々と相談して、その内容が変わってくる可能性があるみたいな、試算は、今、伺っているような感じでは、私としては受け取っているんですけれど

も、極端に言えば、原材料費が高騰してくる、いろいろな例えば燃料費も含めてコストがかかってくるから、給食の内容が一汁一菜になって、もっと極論からすれば、梅干し1個にメザシ1個にご飯だけとかそういう状況でも一応給食としては提供するという形になりますんで、そういった質の低下というか、そういったものがやはり危惧される場所であるんです。

その上で、この議論というのは今後進めていかなければいけないと考えているところであるんですけども、今現状での確認で、最後に質問させていただきたいのは、先ほどから栄養士の方と協議して相談した上でという形ではあるんですけども、その栄養士の方というのは、管理栄養士の資格をお持ちの方でいらっしゃるのか、それと、昨今資格としていろいろクローズアップされているところがあるんですけども、食育のアドバイザー資格を持っているとか、そういった形のものもしっかりと併せて持っていらっしゃる方が相談の相手というか、方としていらっしゃるのか、そこの部分ちょっと確認したいんですけども、いかがですか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 学校4校、小学校2校、中学校2校ございます。その中で県のほうから管理栄養教諭という形で1名、河合町のほうに来ていただいております。また、河合町役場のほうで栄養士の1名雇っております。その2人が献立を作成するというふうな流れでございます。管理栄養士の資格という話ですけども、栄養士の資格は2人とも持っております。そういった中で献立をしっかりと立てながら、質の低下ということも考えられるんですけども、そうならないように管理栄養士も含めて栄養教諭、栄養士、調理員という形の中でしっかりと献立をつくっていくということで考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長、ごめんなさい、すみません。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 答弁の内容に不明瞭な答弁がありましたんで、1点だけちょっと確認させていただきたいんですが、ルール違反なんですけど、3回目よろしいですか。

○議長（谷本昌弘） はい、どうぞ。

○2番（常盤繁範） すみません。

資格を持っていらっしゃる方で栄養士の資格を持っているという答弁がありましたけども、栄養士の資格と管理栄養士の資格というのは、言い方悪いですけども、雲泥の差があるんで

すね。その部分どういう形なんですか。栄養士の資格持っているという形ですと、栄養士の資格だけなんですけれども、管理栄養士の資格をちゃんと保持されているんですか。そこ、ご答弁いただきたいんです。

○教育総務課長（中尾勝人） はい。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 申し訳ございません。

栄養教諭につきましては、県のほうから1名来ていただいております。管理栄養士の資格を持っているというふうに認識しております。調理の栄養士につきましては、栄養士の資格を持っている管理栄養士という形ではないということでご理解いただけたらと思います。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより承認第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

着席願います。

よって、承認第9号……

（「議長」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） これ、今、専決予算の報告であって、承認を今求めているわけですよ。可決というのは、否決、可決は、承認するかしないかを問うているわけですね。その点ははっきりしていただけますか。

○議長（谷本昌弘） はい。申し訳ございません。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。申し訳ございません。

再度願います。

（「議長、休憩しましょう」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） はい。
（「暫時休憩しましょう」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） はい。
暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

全員の方に承認していただきましたので、よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、令和4年度河合町一般会計補正予算は承認することに決定いたします。

◎承認第10号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第6、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河合町水道事業会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

これより承認第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

着席願います。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、令和4年度河合町水道事業会計補正予算は承認することに決定いたします。

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（谷本昌弘） 日程第7、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から会議規則第73条の規定により、所管事務に関する事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨がありました。

委員長から申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決定いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（谷本昌弘） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がございました。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査をすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上で、今期臨時会に付議された案件、全て議了いたしました。

第2回臨時会はただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 常 盤 繁 範

署 名 議 員 梅 野 美智代